

7 高選管第 412 号
令和 8 年 1 月 22 日

各不在者投票管理者 様

高知県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

不在者投票の管理執行について

各種選挙における不在者投票事務の管理執行につきましては、日ごろからご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび第 51 回衆議院議員総選挙、第 27 回最高裁判所裁判官国民審査及び高知県議会議員補欠選挙（高知市選挙区）が令和 8 年 2 月 8 日（日）に執行されることになりました。

つきましては、下記の事項と別途お送りする「不在者投票事務取扱要領（不在者投票施設用）」等をご参照いただきながら、不在者投票の事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

また、不在者投票の管理執行を理由とする問題が起こることがないように、十分ご留意をいただき、適正な管理執行に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

(1) 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）

- ア 定数 各選挙区 1 人
- イ 選挙区 高知県第 1 区・第 2 区

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）

- ア 定数 6 人
- イ 選挙区 四国選挙区

(3) 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）

審査対象裁判官 2 人（予定）

(4) 高知県議会議員補欠選挙（高知市選挙区）

- ア 選挙すべき議員数 2 人
- イ 選挙区 高知市選挙区

(4) 選挙期日の公示（告示）日、審査期日の告示日

- ・小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査
令和 8 年 1 月 27 日（火）

・県議補選（高知市選挙区）

令和8年1月30日（金）

（5）選挙期日及び審査期日

令和8年2月8日（日）

2 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙区の区分

選挙区	各選挙区に属する市町村（区域）
第1区	高知市のうち、上街、高知街、南街、北街、下知、江ノ口、小高坂、旭街、高須、布師田、一宮、秦、初月、大津（以上旧第1区）、三里、五台山、介良、鏡、土佐山（以上旧第2区）の各大街の区域 室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、安芸郡、長岡郡、土佐郡
第2区	高知市のうち第1区に属しない区域（※） 土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、吾川郡、高岡郡、幡多郡 ※高知市のうち第1区に属しない区域とは、潮江、朝倉、鴨田（以上旧第1区）、長浜、御畳瀬、浦戸、春野（以上旧第2区）の各大街の区域

（1）高知市については、市内で選挙区が分かれます。

（おおむね市内を流れる鏡川が境となっています。）

ただし、不在者投票用紙等の請求及び送致においては、選挙区ごとには扱わない（投票用紙等の区別もない）ので、選挙区区分は関係しません。

（2）小選挙区選挙では、第1区の選挙人は第1区の候補者に投票しなければ無効となるので、投票の際には注意していただく必要があります。

（3）比例代表選挙及び国民審査の投票は、全県1区で扱われます。

3 不在者投票を行うことができる期間等

（1）不在者投票期間

・小選挙区選挙、比例代表選挙

1月28日から2月7日まで

・国民審査

2月1日から2月7日まで

※ 国民審査不在者投票は、国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象と

なる裁判官が任命される等した場合には、不在者投票の期間は審査期日の
7日前（2月1日）から審査期日の前日（2月7日）までとなります。

・**県議補選（高知市選挙区）**

1月31日から2月7日まで

※高知市に選挙権のある選挙人が対象となります。

(2) 不在者投票時間

不在者投票期間中、毎日午前8時30分から午後5時までの間

4 不在者投票用紙等の区分及び記載方法

(1) 投票用紙の区分

ア 小選挙区選挙

・あさぎ色の用紙に黒色のインクで印刷したもの（㊦の印字あり）

イ 比例代表選挙

・ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷したもの（㊧の印字あり）

ウ 国民審査

・うぐいす色の用紙に黒色のインクで印刷したもの

エ 県議補選（高知市選挙区）

・白色の用紙に黒色のインクで印刷したもの

※各投票用紙は、色により区分しています。

(2) 不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）の区分

ア 小選挙区選挙

・あさぎ色（㊦の印字あり）

イ 比例代表選挙

・ピンク色（㊧の印字あり）

ウ 国民審査

・うぐいす色（㊨の印字あり）

エ 県議補選（高知市選挙区）

・白色（県議の印字あり）

※選挙人は投票用紙を折らずに不在者投票用内封筒へ封入できます。

(3) 投票の方法

ア 小選挙区選挙（自書式）

・候補者の氏名を1人投票用紙に自書する。

イ 比例代表選挙（自書式）

・衆議院名簿を届け出た衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を1つ投票用紙に自書する。

※参議院比例代表選出議員選挙とは異なり、比例代表選挙では名簿登載者の氏名を記載すると無効となります。

ウ 国民審査（記号式）

- ・やめさせたらよいと思う裁判官について、あらかじめ印刷された裁判官氏名の上の欄に“×”を記載し、やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も記載しない。

エ 県議補選（高知市選挙区）（自書式）

- ・候補者の氏名を1人投票用紙に自書する。

エ 選挙人が投票する際には、小選挙区選挙と比例代表選挙の記載方法を取り違えたり、候補者氏名と政党等名称の両方を書いたりしないよう十分説明していただき、せつかくの投票が無効投票とならないよう注意してください。

オ 国民審査の投票にあっては、記号式投票方法であり、“×”以外の記載をすると無効となりますので、注意してください。

カ 投票用紙の取り違えを防ぐ上で、投票の際にはまず小選挙区選挙を行い、次に比例代表選挙と国民審査を同時に行ってもらってください。県議補選を行う場合は国政選挙の後に行ってください。

※投票日前7日以前の不在者投票で国民審査がない場合には、小選挙区選挙、比例代表選挙の順に行ってもらってください。

5 外部立会人の導入について

平成25年に行われた公職選挙法の一部改正により、不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせることでその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされたところです。

つきましては、法律改正の趣旨を踏まえ、不在者投票を実施する場合には、外部立会人の導入に努めていただきますようお願いいたします。

6 不在者投票に要する経費及び請求手続きについて ※資料3のP18参照

(1) 不在者投票に要する経費

- ① 不在者投票をした者1人（小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の3つを行った場合についても1人）につき1,236円を交付します。
- ② 市町村選挙管理委員会から紹介を受けた外部立会人の立ち会いに要した経費（謝金）については、次の額を上限として県から実費を交付します。

1,458円×立会時間数（実績）

- ・立会時間数に1時間未満の端数があるときは、時間数は1時間とします。ただし、立会時間数が8時間を超える場合は、1日12,400円を上限とします。

（参考）給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄が適用になるため、一定額（※）以上の支払いとなる場合には、所得税を源泉徴収する必要がありますので注意が必要です。

※令和8年の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄では、9,800円以上（立会時間数1日6時間を超える場合）が源泉徴収の対象。

(2) 請求方法

請求は、別途交付する「不在者投票明細書」及び「外部立会人明細書」により、所定の事項を記載し提出してください。

なお、不在者投票の該当がない場合であっても、その旨を「不在者投票明細書」に記載して提出してください。

《留意事項》

- ・不在者投票を行った選挙人が県外の市区町村に住所を有する者であっても、国政選挙の場合の支払いは高知県が行いますので、「不在者投票明細書」及び「外部立会人明細書」には、施設で行ったすべての不在者投票について記載してください。

(3) 提出期間

2月9日（月）から2月18日（水）までの間

（選挙期日後10日以内の提出にご協力をお願いします。）

(4) 提出する書類及び部数

- ・不在者投票明細書 1部
- ・外部立会人明細書 1部（不在者投票自体がなかった場合には不要）

(5) 提出先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県選挙管理委員会

(6) 交付時期

県からの交付金の交付は、各施設からの提出書類がある程度揃った後に支払手続を行うこととしており、一定お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

7 その他

不在者投票に関する疑義が生じた場合には、電話等により最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会に照会し、適正な処理を行ってください。

なお、県選挙管理委員会の電話番号は次のとおりです。

☎ 088-823-9314